

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 25 日 (火) 第 602 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (※) (建築課取扱い) 2
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (※) (建築課取扱い) 7

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 7
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 8
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 8
- くろまぐろ(小型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 9
- 漁船保険付保義務発生(16件) (水産振興課取扱い) 9
- 肥料の登録 (経営技術課取扱い) 11
- 収去飼料の試験結果の公表(2件) (畜産振興課取扱い) 12
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 13
- 道路の区域の変更(4件) (道路維持課取扱い) 13
- 道路の供用の開始(3件) (道路維持課取扱い) 14
- 鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱(※) (会計課取扱い) 15

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第10号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年鹿児島県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 法第5条第2号又は法附則第2項の規定に該当する者 菓子製造業務従事証明書(別記第8号様式)

第3条第1項第3号を削る。

別記第2号様式中

「2 免許の取消処分を受けたことの有無(ある場合は、その理由及び年月日)」を

「2 免許の取消処分を受けたことの有無(ある場合は、その理由及び年月日) に、

3 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるか否かの別」

「2 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 製菓衛生師試験に合格したことを証する書類(本県で実施した製菓衛生師試験に合格した者を除く。)

「2 製菓衛生師試験に合格したことを証する書類(本県で実施した製菓衛生師試験に合格した者を除く。)

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の製菓衛生師法施行細則別記第 2 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....
 建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第11号

建築士法施行細則の一部を改正する規則
 建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中 「

男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>
----------------------------	----------------------------

 を 「

--

 」

に、

登録申請区分	1 学歴のみ又は学歴+実務 <input type="checkbox"/>	2 実務のみ <input type="checkbox"/>	3 建築士法第 4 条第 5 項 <input type="checkbox"/>
1 学歴のみ 又は学歴+ 実務により 申請する場 合のみ記入	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 年 月 卒 業 (修 了) 年 月
			年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)
			年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)
			建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計 ※ 学 歴 の み の 場 合 は 記 入 不 要 年 月

を

登録申請区分	1 学歴のみ <input type="checkbox"/>	2 学歴+実務 <input type="checkbox"/>	3 実務のみ <input type="checkbox"/>	4 建築士法第 4 条第 5 項 <input type="checkbox"/>
1 学歴のみ により申請 する場合の み記入	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 年 月 卒 業 (修 了) 年 月	/
			年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)	
			年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)	
2 学歴+実 務により申 請する場合 のみ記入	学 校 名	学 部 名 ・ 学 科 名	入 学 年 月 卒 業 (修 了) 年 月	建 築 実 務 経 験 期 間 の 合 計
			年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)	
			年 月 入 学 年 月 卒 業 (修 了)	
			年 月	

に、

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2 実務のみ により申請 する場合の み記入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3 建築士法 第 4 条第 5 項により申 請する場合 のみ記入</td> </tr> </table>	2 実務のみ により申請 する場合の み記入	3 建築士法 第 4 条第 5 項により申 請する場合 のみ記入	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3 実務のみ により申請 する場合の み記入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4 建築士法 第 4 条第 5 項により申 請する場合 のみ記入</td> </tr> </table>	3 実務のみ により申請 する場合の み記入	4 建築士法 第 4 条第 5 項により申 請する場合 のみ記入
2 実務のみ により申請 する場合の み記入						
3 建築士法 第 4 条第 5 項により申 請する場合 のみ記入						
3 実務のみ により申請 する場合の み記入						
4 建築士法 第 4 条第 5 項により申 請する場合 のみ記入						

に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第 2 号様式中

「

ふりがな 氏 名		性別	
生年月日	年	月	日生

」

を

「

ふりがな 氏 名	
-------------	--

」

に改める。

別記第 4 号様式備考 4 を削る。

別記第 9 号様式を次のように改める。

第 9 号様式 (第 18 条関係)

建築士事務所登録事項変更届出書

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第 23 条の 5 第 1 項の規定により届け出ます。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

建築士事務所 開設者氏名
 名 称
 所 在 地
 登 録 番 号

記

事 項		変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称			年 月 日
	所 在 地			
開 設 者	個人	ふりがな 氏 名		年 月 日
		住 所		
	法人	ふりがな 名 称		年 月 日
		所 在 地		
		役 員	別紙「役員名簿」のとおり	
管 理 建 築 士	登録種別			年 月 日
	登録番号	大臣 第 . 知事 号	大臣 第 . 知事 号	
	ふりがな 氏 名			
	管理建築士講習 を修了した年月 日及び修了証番 号		年 月 日 第 号	
	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨			

	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号				
※受付年月日	※ 審 査	関係書類 照 合	登録簿 照 合	登録簿 登 録	

備考1 ※欄は、記入しないでください。

2 法人の場合は、変更内容が分かる履歴事項全部証明書を添付してください。

3 管理建築士を変更する場合は、所属建築士変更届（別記第9号様式の2）を併せて提出してください。

4 変更前及び変更後の欄は、変更があった事項のみ記入してください。

5 記入に当たり欄が不足する場合は、変更内容が分かる書類を添付してください。

(別紙)

役員名簿

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレ印を付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添付してください。

変 更 前		変 更 後			
ふりがな 氏 名	役 職	ふりがな 氏 名	性 別	役 職	生年月日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
-----		-----			年 月 日
(備考)					
別紙 有 <input type="checkbox"/>					
無 <input type="checkbox"/>					

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式の改正規定（「禁

鋼」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の建築士法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当面の間、必要な調整をして使用することができる。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第12号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成13年鹿児島県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 条の 2 第 1 項第 8 号」を「第 1 条の 2 第 1 項第 9 号」に改める。

第 4 条中「第 5 条の 3 の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「第 5 条の 2 の変更届出書」に改める。

第 5 条中「第 5 条の 5」を「第 5 条の 4」に改める。

第 10 条中「第 5 条の 2 第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「おく」を「置く」に改める。

別記第 1 号様式中

「

氏 名	生年月日	性別	従事者証明 書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士 登 録 番 号	異動年月日

」

を

「

氏 名	従事者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士 登 録 番 号	異動年月日

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法施行細則別記第 1 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第232号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ハートリハ奄美 訪問看護ステー ション	奄美市名瀬末広 町16番1号2階	株式会社和月	奄美市名瀬末広 町16番1号2階	白浜 和晃	令和 7 年 1 月 31 日	訪問看護

浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	令和 7 年 1 月 31 日	訪問リハビリテーション
寿光苑指定訪問介護事業所	南九州市川辺町田部田4862番地3	医療法人菊野会	南九州市川辺町平山3815番地	菊野竜一郎	令和 7 年 2 月 1 日	訪問介護
訪問介護ステーションはぐandはぐ始良	始良市加治木町反土2156番地5号	医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町5番1号	高田 昌実	令和 7 年 2 月 28 日	訪問介護
宮菌訪問リハビリテーション	指宿市開聞十町1266番地	医療法人慈光会	指宿市開聞十町1266番地	宮菌 尊仁	令和 7 年 2 月 28 日	訪問リハビリテーション
藤後クリニック	志布志市志布志町志布志一丁目13番1号	医療法人左右会	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	橋口 渡	令和 7 年 2 月 28 日	短期入所療養介護
あおぞら訪問介護事業所	志布志市有明町蓬原1333番地1	あおぞら農業協同組合	志布志市有明町野井倉1373番地1	福永 秀樹	令和 7 年 3 月 1 日	訪問介護
J Aあおぞらデイサービスセンター	志布志市有明町蓬原1333番地1	あおぞら農業協同組合	志布志市有明町野井倉1373番地1	福永 秀樹	令和 7 年 3 月 1 日	通所介護

鹿児島県告示第233号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション悠彩	鹿屋市上谷町11196番地2	一般社団法人博悠会	鹿屋市上谷町11196番地2	末吉 宣博	令和 7 年 2 月 1 日	訪問看護
デイサービス潮騒の郷	南九州市知覧町塩屋14632-7	株式会社潮騒	南九州市知覧町郡8028番地	青木 秋男	令和 7 年 2 月 17 日	通所介護

鹿児島県告示第234号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハートリハ奄美訪問看護ステーション	奄美市名瀬末広町16番1号2階	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	令和 7 年 1 月 31 日	介護予防訪問看護
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	令和 7 年 1 月 31 日	介護予防訪問リハビリテーション

宮菌訪問リハビリテーション	指宿市開闢十町 1266番地	医療法人慈光会	指宿市開闢十町 1266番地	宮菌 尊仁	令和 7 年 2 月 28 日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション
藤後クリニック	志布志市志布志 町志布志一丁目 13番 1 号	医療法人左右会	志布志市志布志 町志布志一丁目 11番12号	橋口 渡	令和 7 年 2 月 28 日	介護予防 短期入所 療養介護

鹿児島県告示第235号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
27.9トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	1.9トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	20.0トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	0.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	5.3トン

鹿児島県告示第236号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、東加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第237号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、里加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第238号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第239号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、加世田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第240号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、かいゑい加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第241号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、指宿加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第242号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩本加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第243号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、久志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第244号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、福山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第245号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第246号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、佐多岬加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第247号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、根占加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第248号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した

結果、内之浦加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第249号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、船間加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第250号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、志布志加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第251号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、宇検加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第252号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1368号	令和7年3月12日	令和13年3月11日	副産動植物質肥料	廃糖蜜	窒素全量 1.1 加里全量 6.8	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	新光糖業株式会社	大阪市城東区今福西六丁目8番19号
鹿児島県肥第1369号	令和7年3月12日	令和13年3月11日	副産動植物質肥料	F M 肥料	加里全量 6.0	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定	富国製糖株式会社	鹿児島市泉町16番4号

						規格のと おり		
--	--	--	--	--	--	------------	--	--

鹿児島県告示第253号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和6年9月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
南日本くみあい飼料（株） 谷山工場 6340001004241 （鹿児島市）	同 左	くみあい配合飼料 鹿児島健咲仕上CM	令和 6.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		くみあい配合飼料 強健ハイブリード	6.8	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		くみあい配合飼料 肉用牛育成用	6.8	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用	6.8	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（株）I・フィード 志布志工場 2180001146236 （志布志市）	同 左	Kプロ児湯後期MC	6.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ナンチクブレンドG（C）	6.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		リッチミート（C）	6.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ママ・ミルク	6.9	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第254号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和6年10月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容

南日本くみあい 飼料(株) 志布志工場 6340001004241 (志布志市)	同 左	くみあい配合飼料 たまごスーパー元 気	令和 6.10	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島JAチキン 後期CM	6.10	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 事業茶美麦豚クラ ンプル	6.10	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 事業茶美Cクラ ンプルN夏用	6.10	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 和牛移行期用くる びた	6.10	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
鹿児島プロフー ズ(株) 谷山工場 1340001001045 (鹿児島市)	同 左	調整魚粉	6.10	栄養成分等—粗たん白質, 粗灰分	無
		浦田ハマチ用ミ ール	6.10	栄養成分等—粗たん白質, 粗繊維, 粗 灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年2月20日付けで南薩土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋環状線	鹿屋市西祓川町259番12地 先から同市大浦町14122番 1地先まで	前	5.4~18.9	446.0
			後	5.5~17.1	446.0
			後	9.4~49.6	380.0

鹿児島県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島東市来線	日置市東市来町美山字上水溜1288番2地先から同市東市来町美山字蜂巢ヶ谷826番1地先まで	前	7.0~34.0	1,711.0
			前	12.3~131.0	1,580.0
			後	12.3~131.0	1,580.0

鹿児島県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島東市来線	日置市東市来町美山字上水溜1288番2地先から1271番地先まで	令和7年 3月25日
		日置市東市来町美山字蜂巢ヶ谷847番地先から826番1地先まで	

鹿児島県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の式505番1地先内	前	17.4~19.1	10.0
			後	17.4~19.5	10.0

鹿児島県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の式505番1地先内	令和7年 3月25日

鹿児島県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字谷川3330番4地先から同町大字伊仙字座眞具2591番3地先まで	前後	7.5～46.0 14.6～20.4	283.3 279.7
		大島郡伊仙町大字伊仙字座眞具2589番2地先から同町大字伊仙字伊仙当原84番4地先まで	前後	6.8～14.5 10.0～84.4	1,243.6 1,240.0

鹿児島県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙亀津徳之島空港線	大島郡伊仙町大字伊仙字谷川3330番4地先から同町大字伊仙字座眞具2591番3地先まで	令和7年 3月25日
		大島郡伊仙町大字伊仙字座眞具2589番2地先から同町大字伊仙字向森2093番5地先まで	
		大島郡伊仙町大字伊仙字古志與仁1829番3地先から同町大字伊仙字新殿地1002番1地先まで	
		大島郡伊仙町大字伊仙字里當1071番3地先から同町大字伊仙字伊仙当原84番4地先まで	

鹿児島県告示第263号

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和7年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年鹿児島県告示第1084号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。